

Audit Committee Brief



Audit Committee Brief は、監査委員会にとって重要な問題や考察をタイムリーに取り上げることに注力しています。ご質問やご意見、ご提案のある方は、auditcommittee@deloitte.com宛にご連絡ください。

[Brief アーカイブの閲覧](#) | [Audit Committee Resources アプリケーションのダウンロード](#)

注目の公表物や話題

PCAOB、2015年検査の焦点を概説

現在進められている2015年検査サイクルの要点を提供するPCAOBスタッフ検査ブリーフが最近公表されました。これは、検査プロセスとその結果が監査人、監査委員会、投資家および財務諸表作成者により良く理解されることを目的としています。2015年検査サイクルは、過去数年間に検査官が重要な不備を発見した分野に加え、経済環境から発生する潜在的なリスクに係る分野に焦点を置きます。

[詳細を見る](#)

2015年の監査の考慮事項

AICPA監査品質センターは、「2015年検査サイクルの主な監査上の考慮事項」と題するアラートを公表し、メンバーファームに2015年検査サイクルにおける重要な監査上の考慮事項を再認識させました。このアラートでは、職業的専門家としての懐疑心、財務報告に係る内部統制、リスク評価と監査計画、サイバーセキュリティ等のトピックが取り上げられています。

[詳細を見る](#)

ITおよびサイバーセキュリティ統制に関する議論の焦点をリスクに当てることの重要性

年度末監査を直前に控え、リスクに焦点を当てた議論が適切に行われるようITおよびサイバーセキュリティ統制を注意深く検討する必要性に関して監査およびITの専門家からの洞察を提供する記事が最近のコンプライアンスウィークに掲載されました。IT専門家と監査人は、必ずしも同じ優先事項に注力していない、または同じ基準やフレームワークに基づいて作業を行っていないため、最高コンプライアンス責任者が議論に参加することがしばしば必要となります。

[詳細を見る](#)

SEC主任会計官、コンバージェンスに関して発言

SEC主任会計官のジェームズ・シュナー(James Schnurr)氏は最近のAICPAの会議で、会計コンバージェンスに関して議論し、「今後の進め方をより明確化することについては、今後2、3ヶ月以内に可能であると楽観視している」と発言しました。今後しばらくはFASBとIASBの共同作業を継続することが単一で質の高いグローバルな会計基準という目的の達成に向けての唯一の現実的な方向性だと同氏は確信しています。また、シュナー氏は新しい収益基準の適用についても議論し、「全業界を通じて収益認識の原則の一貫性のある適用を維持する」ために、新たに生じた論点をFASB・IASB合同の移行リソース・グループに上申するよう業界団体に促しました。

[詳細を見る](#)

PCAOB Dialoguesポッドキャストが監査品質指標に注目

PCAOBのポッドキャストシリーズであるPCAOB Dialoguesの最初のエピソードにおいて、PCAOB調査分析局ディレクターのグレッグ・ジョナス(Greg Jonas)氏と監査委員会委員長マイク・クック(Mike Cook)氏による、PCAOBの監査品質指標プロジェクトに関する質問への回答や洞察が提供されています。

[詳細を見る](#)

IIA、SECに全ての公開会社に内部監査人の設置を義務付けるよう要請

内部監査人協会(IIA)は、SECに、全ての公開会社に内部監査機能を設置するかまたは設置しない理由を説明することを義務付けるよう要請しました。IIAは、この要請を、「**監査委員会報告書の改訂案**」と題するSECのコンセプト・リリースに対するコメント・レターの中で行いました。「全ての上場会社について、基本的な良いガバナンスの問題としての内部監査機能の価値を正式に認めるべき時が来た」と我々は確信している。」とIIA会長兼CEOのリチャード・チェンバース(Richard Chambers)氏は述べています。

[詳細を見る](#)

AICPA監査品質センターによる第9回年次メインストリート・インベスター・サーベイ、投資家の信頼感を示す

2015年の調査結果によれば、投資家の73%が米国資本市場と金融システムの主要プレーヤー(外部監査人、独立監査委員会、金融アドバイザーおよび証券取引所を含む)に対して信頼感を持っています。また、この信頼感の水準は2014年の調査結果と同程度です。

[詳細を見る](#)

規則制定および基準設定の動向

SEC、規則S-Xの特定の開示要求の有効性に関するコメントを募集

SECは、開示の有効性プロジェクトの一環として、登録企業に他の事業体(取得した事業、非連結子会社、保証人等を含む)に関する財務情報の提供を義務付ける開示要求の有効性に関するコメントを募集しています。コメントの提出期限は2015年11月30日です。

[詳細を見る](#)

FASBのASU案、重要でない開示の脱漏は会計上の誤謬に該当しないことを明示

FASBは、開示フレームワークプロジェクトの一環として、財務諸表の注記における重要でない開示の脱漏は会計上の誤謬に該当しないことを示す会計基準アップデート案を公表しました。また、FASBは、現行の重要性の定義を修正し米国最高裁判所による定義と整合させることを提案しています。両提案に対するコメントの提出期限は2015年12月8日です。

[詳細を見る](#)

PCAOB、最新の基準設定アジェンダを公表

9月30日、PCAOBは各基準設定プロジェクトのスケジュールを示すアジェンダを公表しました。このアジェンダによれば、他の監査人の関与を伴う監査および複数拠点での監査業務の計画、監督および実施に関する基準の改正は年末までに公表される見通しです。アジェンダはまた、PCAOBが、2016年第1四半期に監査人の報告基準に関する再提案を公表してコメントを募集する予定であることも示唆しています。

[詳細を見る](#)

近日配信予定のDbriefs

SEC hot topics: Year-end update

(SECの重要トピック: 年末アップデート)

11月13日、午後2時(米国東部標準時)

[詳細を見る](#) | [今すぐ登録する](#)

Leaders and laggards: Creating shareholder value through customer experience measurement and brand protection risk management

(先行者と遅行者: 顧客体験の測定およびブランド保護リスク管理を通じた株主価値の創造)

11月19日、午後2時(米国東部標準時)

[詳細を見る](#) | [今すぐ登録する](#)

[近日配信予定のDbriefsの一覧を見る](#)

デロイトのその他のリソース

[Audit Committee Briefその他の刊行物の購読を申し込む](#)

[監査委員会向けのページ](#)

[コーポレートガバナンスセンター](#)

[USGAAP Plus](#)

[Accounting for Income Tax: Quarterly Hot Topics](#)

[ウォール・ストリート・ジャーナル掲載のリスク&コンプライアンス](#)

[におけるデロイト投稿記事](#)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、「making an impact that matters」を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を與にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。